

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月13日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正等に伴い、改正する要あることから、逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第15号

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成24年逗子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法人格を有する者とする」を「法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）であることとする」に改める。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（共生型地域密着型通所介護の基本方針）

第7条の2の2 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護（法第78条の2の2第1項に規定する申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型通所介護をいう。）の事業について準用する。

第8条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。